

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「杉並区立小中一貫教育校高円寺学園(所在地:杉並区高円寺北 1-4-11)杉並区立高円寺中学校 P.T.A.(以下「本会」という。)」と称し、事務所を東京都杉並区立小中一貫教育校高円寺学園(以下「本校」という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員の協力により学校と家庭及び社会との緊密な連携のもと、本校教育の振興と生徒の福祉を増進し、かつ会員相互の親睦教養に努めることを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために活動するが、次のことは行わない。

- 一 営利を目的とする行為。
- 二 特定の政党や宗教にかたよること。
- 三 本会又は本会役員の名で選挙運動に関与すること。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 生徒の教育について意見を交換する。
- 二 生徒の教育環境を改善する。
- 三 学校内外における生徒の生活指導に協力する。
- 四 生徒の健康増進を図る。
- 五 教職員の研究活動に協力する。
- 六 会員及び生徒の慶弔、表彰を行う。
- 七 会員の教養を高め親睦を図る。
- 八 その他必要なことを行う。

(専門委員会等)

第5条 前条の事業を行うため、本会に次の4つの専門委員会を置き、それぞれの事業を分担させる。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、次に掲げる事業以外の事業を分担させることができる。

- 一 学級委員会 学級会及び学年委員会の運営に関すること。

- 二 成人委員会 講演会の企画等、及び広報に関すること以外の本会において必要と判断することに関すること。
 - 三 広報委員会 機関誌の編集・発行及び広報に関すること。
 - 四 選挙管理委員会 役員、監査及び学級代表委員の選出に関する一切の業務を行うこと。
- 2 事業の進捗を推進するため、前項各号合同による委員総会を開催することができる。

第3章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 一 本校に在学する生徒の父母、又はこれに代わる保護者(以下「P会員」又は「P」という。)
- 二 本校に勤務する教員(以下「T会員」又は「T」という。)

第4章 役員・委員長・委員等

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名(P)
- 二 副会長 原則4名(P原則3名、T1名)
- 三 会計 原則3名(P原則2名、T1名)
- 四 書記 原則3名(P原則2名、T1名)
- 五 監査 原則2名(P)

2 役員は、正副委員長又は学年委員長を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事及び権限は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表して、会務を統理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合その代理を務める。
- 三 会計は、次の事項をつかさどる。
 - イ 本会の会計事務を担当すること。
 - ロ 経理に関する帳簿を補完すること。
 - ハ 監査の承認を経た決算書を作成すること。
 - ニ 会長に協力して予算原案を作成すること。
- 四 書記は、次の事項をつかさどる。
 - イ 本会の庶務を担当すること。
 - ロ 会長に協力して総会及び運営委員会の議案を調整すること。
 - ハ 総会及び運営委員会の議事録を作成すること。
 - ニ 総会において事業報告を行うこと。

- ホ 規約及び規程、会員宛送付文書、その他の重要書類を保管すること。
- 五 監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選出)

- 第9条 役員は、別に定める規程に基づき、会員の総意により選任する。
- 2 T役員(副会長・書記・会計)については、T会員に一任する。
 - 3 役員に欠員が生じた場合の補充については、運営委員会に一任する。

(学級代表委員)

- 第10条 学級会で選出した委員を、学級代表委員という。
- 2 学級代表委員は、第5条に定める4つの専門委員会の内、いずれかに所属する。

(委員の内訳等)

- 第11条 専門委員会に、次の役員を置く。
- 一 委員長 各1名(P)
 - 二 副委員長 各2名(P1名・T1名)
- 2 Pの委員は、原則として各学級会が選出した1名ずつの委員がこれにあたる。ただし、学級委員は、原則として2名ずつとする。
 - 3 委員長は、委員会を代表する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある場合その代理を務める。
 - 4 委員は、委員会が定めた事項を分担する。

(学年委員の内訳等)

- 第12条 学年委員会に、次の役員を置き、学級委員がこれにあたる。
- 一 委員長 各1名(P)
 - 二 副委員長 各2名(P1名・T1名)
- 2 委員長は、学年委員会を代表する。副委員長が委員長を補佐し、委員長に事故ある場合その代理を務める。

(任期)

- 第13条 役員の任期は、4月1日から次年度定期総会までとする。委員の任期は、選出されてから次年度定期総会までとし、再任を妨げない。補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、運営委員会、役員会、専門委員会、委員総会、学年委員会、学級会及び臨時の委員会とする。

(総会)

第15条 総会は本会の最高機関であり、全会員をもって構成する。

- 2 総会は会長が招集し、議長は出席者の互選で定める。
- 3 総会の定足数は会員の3分の1とし、委任状を認める。ただし、あらかじめ議案に対して明確な意思を表した場合を除き、議決又は投票は出席者のみによって行う。
- 4 総会を分けて定期総会及び臨時総会とする。
- 5 定期総会は、毎年4月又は5月開催とし、次の事項を行う。
 - 一 前年度の事業報告及び決算報告を承認すること。
 - 二 その年度の事業計画及び予算を決定すること。
 - 三 その年度の役員・委員長を決定すること。
 - 四 その他の重要案件を決定又は承認すること。
- 6 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の要求があった場合に開催する。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、役員、正副委員長及び各学年委員をもって構成する。ただし、監査は、議決に加わってはならない。会長が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し、議長は出席者の互選で定める。
- 3 運営委員会の定足数は構成員の3分の1とする。
- 4 運営委員会は、次の事項を行う。
 - 一 総会に提出する案件を決定すること。
 - 二 各委員会事業の企画を承認すること。
 - 三 総会から委託された事項を処理すること。
 - 四 本規約に基づく規程等を制定又は改廃すること。
 - 五 その他本会の運営に必要な事項を決定すること。

(役員会)

第17条 役員会は、全役員をもって構成する。

- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、次の事項を行う。
 - 一 運営委員会に出席する議案を調整すること。
 - 二 運営委員会から委託された事項を処理すること。

三 緊急を要する場合、運営委員会の権限に属する事項の一部を代行すること。ただし、この場合は次の運営委員会に報告して、承認を求めなければならない。

(専門委員会)

第18条 専門委員会は、その委員会の委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、必要に応じ委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、その会の所管に属する事業を企画し、運営委員会の承認を経て、これを実施する。

(学年委員会)

第19条 学年委員会は、その学年所属の専門委員会委員、役員及び教員をもって構成する。

2 学年委員長は、必要に応じて学年委員会を招集し、その議長となる。

3 学年委員会は、学級会の運営に関して連絡調整を行う。

(学級会)

第20条 学級会は、生徒の教育及び本会の運営についての意見交換の場とする。

(臨時委員会)

第21条 運営委員会が必要と認めた場合は、本会に臨時の委員会を置くことができる。委員会の目的、委員構成、解散の時期などは、運営委員会がこれを定める。

(決議)

第22条 会議における決議は、議長を除く出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、選挙の場合は議長も投票を行う。

(学園長)

第23条 学園長は、全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 経理

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(経理)

第25条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他をもってまかなう。

(会費)

第26条 毎会計年度の会費は、総会で定める。

- 2 特殊の事情がある場合は、運営委員会の承認を得て、会費を減額または免除することができる。
- 3 転入会員については、次のとおりとする。
 - 一 9月30日までに転入した場合 全額
 - 二 10月 1日以降転入した場合 半額
- 4 一旦納入した会費は、返金しない。

第7章 個人情報の取り扱い

(個人情報)

- 第27条 本会は、個人情報に関する法令等を遵守すると共に、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつその活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 本会が、P.T.A.活動を推進するため必要とする会員の個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に定め、適正に運用するものとする。

第8章 雑 則

(規程)

第28条 本規約の施行に関して必要な事項は、規程で別に定める。

(改廃)

第29条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改廃することができる。

附則 この規約は、令和元年12月7日に制定し、令和2年4月1日から施行する。なお、施行までの間は、従前の規約によるものとする。